平成２９年（フ）第１０５２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2819番地１　エスポワール粕屋103号
債務者　松井　光星
１　決定年月日時　平成29年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０８４号
福岡市城南区金山団地34番502号
債務者　上村　真美
１　決定年月日時　平成29年７月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０９８号
福岡県春日市日の出町６丁目15番地　グロウス春日205号
債務者　川崎　崇応
１　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１０６号
福岡県福津市西福間３丁目29番33号
債務者　廣渡　昌昭
１　決定年月日時　平成29年７月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５３５号
仙台市泉区松陵２丁目１番地の２　県営松陵住宅６－404
債務者　太田　美香（旧姓工藤）
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１８９号
仙台市青葉区一番町４丁目５番19号東一市場ビル内ぼんてん酒場、住民票上の住所岩手県大船渡市猪川町字中井沢99番地５
債務者　伊藤　久司
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３５５号
仙台市青葉区宮町１丁目４番11号　三洋ビル101、従前の住所仙台市青葉区小田原６丁目７番12―301号
債務者　阿部　智之
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４０８号
宮城県多賀城市東田中２丁目７番７号　遠藤ハイツ202号、従前の住所仙台市宮城野区東仙台１丁目７番１―802号
債務者　管野　　浩
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４７５号
宮城県宮城郡七ヶ浜町吉田浜字細田14番地の58　サンコーポ102号
債務者　小林　泰子
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４９７号
仙台市青葉区木町通２丁目１番33―306号
債務者　菊田　貴男
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４９８号
仙台市青葉区木町通２丁目１番33―306号
債務者　菊田　玲子
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
金沢市吉原町ロ39番地１　メゾン・ド・オーク吉原101号、従前の住所金沢市高坂町ト１番地
債務者　齋藤　修一
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６６９号
京都市南区吉祥院三ノ宮西町83番地　ベルメゾン中塚３Ａ
債務者　木村　希望
１　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第６９０号
京都市山科区椥辻封シ川町10番地２　椥辻西市住２棟408号
債務者　田中　早貴
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７２２号
京都市伏見区深草五反田町６番地４　コーポ豊後207
債務者　小松﨑啓輔
１　決定年月日時　平成29年７月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７２８号
京都市伏見区淀木津町218番地２　ファミール上原　101号
債務者　田中　幸夫
１　決定年月日時　平成29年７月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係